

## 【表彰要項】

### 全国視聴覚教育連盟視聴覚教育功労者

#### 1. 趣旨

多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表すると共に、今後の視聴覚教育の発展に資する。

#### 2. 表彰の基準

表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 次の各号いずれかに該当すること。

(ア) 多年にわたり、社会教育における地域の視聴覚教育実践、普及または研究開発に努力し、視聴覚教育の振興に多大な貢献をした者

(イ) 全国または地域の社会教育における視聴覚教育関係団体において、その活動の推進、運営の改善に大きく貢献をした者

(2) 社会教育における視聴覚教育の振興に携わった年数が通算10年以上あること。

(3) 年齢が50歳以上の者であること。

#### 3. 被表彰者数

原則として各県・団体等から推薦された者の50名程度とする。

#### 4. 候補者の推薦

候補者の推薦は、別に定める推薦要項により、各都道府県・指定都市教育委員会または全国視聴覚教育連盟各加盟団体が行う。

#### 5. 被表彰者の決定

被表彰者は、上記4によって推薦された候補者の中から全国視聴覚教育連盟会長が、全視連表彰者推薦委員会に諮って決定する。

「全視連表彰者推薦委員会」の委員は、全視連会長・副会長・事務局長その他視聴覚関係団体から若干名を委嘱する。

#### 6. 表彰の方法

表彰状を授与し、記念品を贈る。

#### 7. 表彰時期

毎年、原則として視聴覚教育総合全国大会開催の時期に合わせて行う。